民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要
手続の進め方
面会交流および家族関係調整等（これらに関連する金銭紛争を含む）に関する紛争の調停

申立人　申立書をセンターに提出
びじっと会員：事務手数料5,500円、期日手数料11,000円、ADR事前共有プラン料3300円の合計19,800円
非会員：事務手数料11,000円、期日手数料11,000円の合計22,000円

⇩

センター　調停申立書受理後、相手方へ調停に応じるかどうかの意向確認

⇩

相手方　応じるときは調停手続依頼書を提出
びじっと会員：事務手数料5,500円、期日手数料11,000円、ADR事前共有プラン料3300円の合計19,800円
非会員：事務手数料11,000円、期日手数料11,000円の合計22,000円

⇩

センター　担当調停人を選任
第1回調停期日の日時及び場所を指定・通知

⇩

相手方　応じないときは、終了決定。

⇩

センター　申立人に終了通知送付
納付額を返還（びじっと会員は事務手数料の返金はなし。非会員は事務手数料の半額を返金。）

⇩

第1回調停　1回2時間程度
調停者（第一調停者及び第二調停者）
申立人 ⇄ 相手方
（原則オンライン調停）

⇩

調停続行
次回期日は調停終了後に決定
（費用：期日ごとに双方11,000円。）

⇨

調停終了
・合意成立　双方16,500円
・当事者の意向により終了
・調停人の判断により終了
・センター長の判断により終了

当事者の意向により終了した場合は他方当事者に終了通知送付
調停成立の場合は和解調書が作成される
和解調書を当事者双方に交付及びセンターにて10年間保存